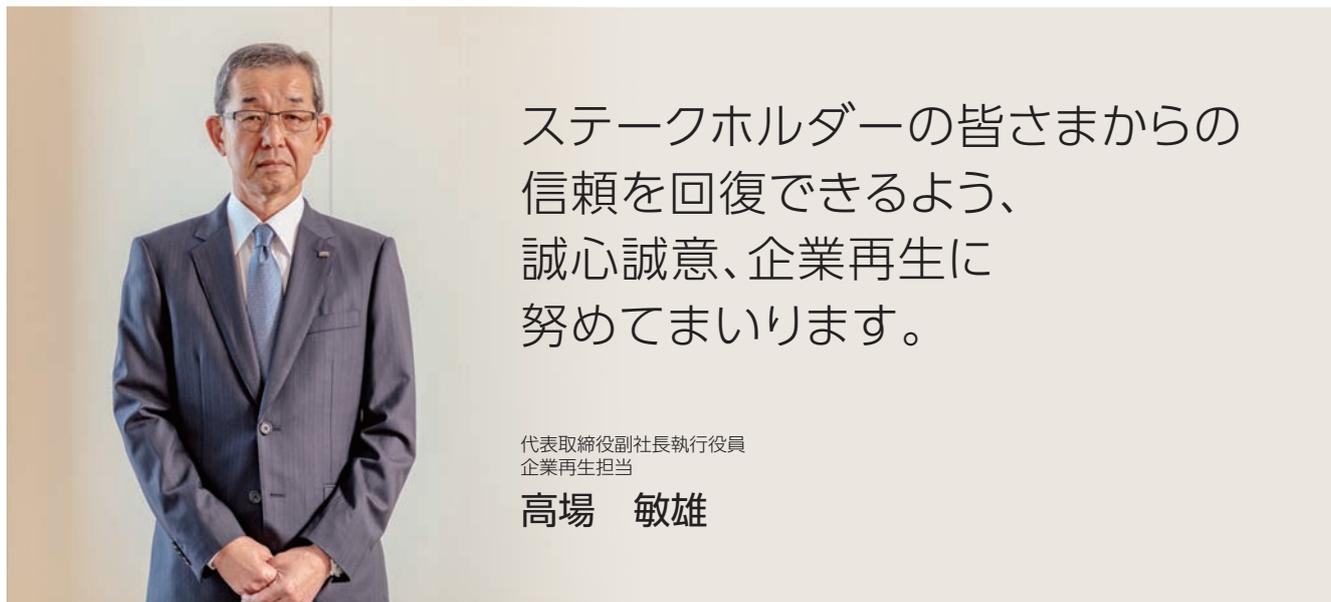


# 信頼の回復に向けて



ステークホルダーの皆さまからの  
信頼を回復できるよう、  
誠心誠意、企業再生に  
努めてまいります。

代表取締役副社長執行役員  
企業再生担当

高場 敏雄

一連の不適切事案\*について、株主・投資家の皆さま、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご心配・ご迷惑をお掛けしていることを、深くお詫び申し上げます。

このような事態を招いたことを厳粛かつ真摯に受け止め、企業再生を図るため、不適切事案再発防止対応本部を中心に再発防止策の策定・実施に鋭意取り組むとともに、企業文化等も踏まえた根本原因の深掘り・分析を行っています。

こうした取り組みを着実に進め、同様の事象を二度と発生させることのないよう、コンプライアンス最優先の業務運営を徹底してまいります。

一日も早くお客さまや関係者の皆さまからの信頼を回復できるよう、企業再生担当役員として、社長とともに先頭に立ち、「お客さま目線」を常に念頭に置きながら、誠心誠意、企業再生に努めてまいります。

## ※一連の不適切事案

- ・公正取引委員会からの独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令の受領
- ・中国電力ネットワーク(株)が管理するお客さま情報や経済産業省の「再エネ業務管理システム」の不正閲覧
- ・卸電力市場への入札等に係る不適切な対応
- ・消費者庁からの景品表示法に基づく措置命令の受領

## 役員による事業所訪問を実施しました

2023年5月～6月にかけて、役員が事業所を訪問し、一連の不適切事案について直接説明するとともに、事業所の社員が普段感じていることなども含めた自由な意見交換を行いました。

挙げられた意見を再発防止策や今後の経営等に適宜反映していくとともに、社員のコンプライアンス意識の更なる定着・浸透をはかるため、こうした取り組みを継続的に実施していきます。

### 【事業所訪問における社員の声】

- ・会社からの情報発信が不十分
- ・現業機関と本社の一体感が不足、コミュニケーションを強化すべき
- ・マニュアル・ルール化、第三者活用等、意図しない法令違反をなくす仕組みが必要
- ・若手社員の不安を払拭するためにも、経営層から前向きなメッセージを発信してほしい。



事業所訪問の様子

## 一連の不適切事案に係る再発防止策の実施状況について

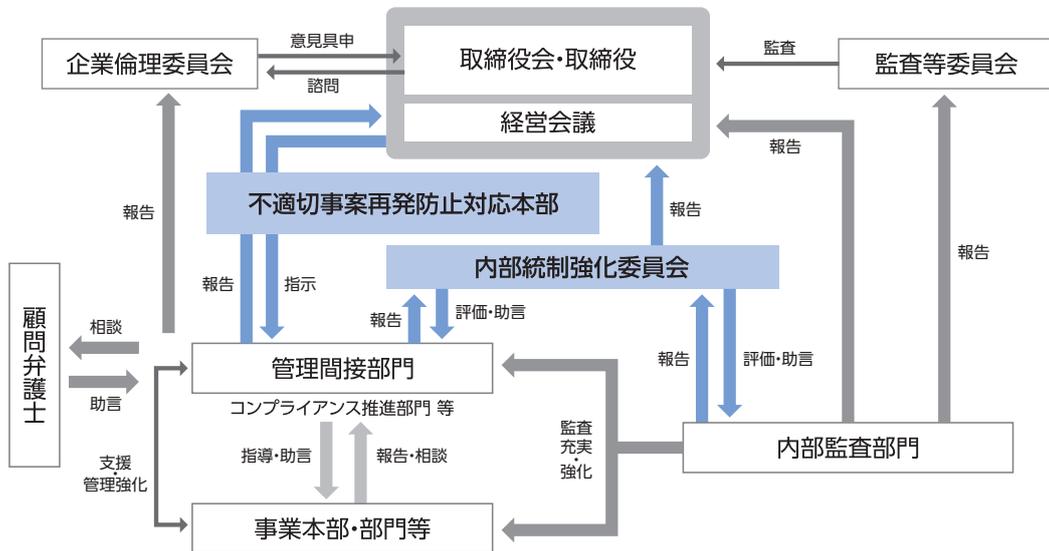
当社は、このたびの一連の不適切事案に対し、各命令・勧告等の内容および弁護士を含めた社内調査の結果を踏まえて再発防止策を策定し、順次、取り組んでいます。

### ガバナンス強化に向けた対応体制の見直し

社外取締役による経営の客観性・透明性の向上を目的に、社外取締役を1名増員するとともに、指名委員会および報酬委員会の委員長を社外取締役より選任しました。

2023年3月には、一連の不適切事案に対する対応組織として「不適切事案再発防止対応本部」を、2023年5月には対応本部の体制を強化するため「企業再生プロジェクト」を、また、2023年9月には「内部統制強化委員会」を設置しました。これらの組織が中心となり、企業文化等も踏まえた根本原因分析、再発防止策の策定、内部統制強化等に取り組んでいます。

#### 〔再発防止推進体制〕



#### 〔不適切事案再発防止対応本部〕

##### 〔役割〕

一連の不適切事案に係る、企業文化等も踏まえた根本原因の分析、再発防止策・改善策の策定と対策の実効性、有効性評価および実施状況の確認を行う。

##### 〔構成〕

- 本部長 代表取締役副社長執行役員(企業再生担当)
- 構成員 関係する事業本部等の役員



不適切事案再発防止対応本部の様子

#### 〔内部統制強化委員会〕

##### 〔役割〕

一連の不適切事案の再発防止策を含む当社の内部統制の実施内容・実施状況等について、専門的な知見\*をもとに評価、助言等を行うとともに、必要により取締役会等へ報告を行うことで、内部統制強化を図る。

\*行為規制・公正な競争確保への対応、個人情報の適正な取扱い、内部統制および消費者の権利尊重等

##### 〔構成〕

- 社外有識者3名(うち1名を委員長とする)
- コンプライアンス推進部門長

## 主な再発防止策の実施状況(2023年7月31日時点)

公正取引委員会からの排除措置命令等の受領に伴う今後の対応等について(2023年3月30日プレスリリース)  
一連の不適切事案に対する今後の対応について(2023年3月31日お知らせ)

項目	再発防止策	実施状況
経営層および社員を対象とした定期的な研修の実施	経営層および営業活動に従事する社員に対する独占禁止法に関する定期的な研修の実施	
	営業部門の管理職を対象に同業他社との接触に係る研修を実施 以降、人事異動時期に新規対象者に研修を実施	実施済
	営業活動に従事する社員を対象に独占禁止法に関する研修を実施	実施済
	全社員を対象とした独占禁止法に関する定期的な研修(コンプライアンス強調月間等を活用)	実施予定 (2023年11月)
競争法遵守に向けた体系的な社内ルールの整備	・競争法遵守に関する基本規程の制定(同業他社との接触取扱細則を含む) ・営業部門および企画部門に対する同業他社との接触に関するルールの制定・強化 ・違反行為に係る調査協力した社員等に対する適切な取扱いに係る規定の新設	実施済
	独占禁止法遵守に関するマニュアルの見直し・周知徹底	実施済
法令遵守状況の点検・監査	年1回、所属長による業務点検の中で、独占禁止法遵守に関する項目を追加し、業務に関する法令等の遵守状況を確認	実施済
	内部監査部門による独占禁止法遵守に関する定期的な監査	実施予定 (2023年度から)
	企業倫理委員会による再発防止策実施状況・有効性の検証(4回/年以上)	実施済
内部通報窓口の活用	社内外に設置している内部通報窓口の積極的周知による活用の促進	実施中
	法務部門への競争法関係の相談徹底の周知	実施中

## 経済産業省からの業務改善勧告等への対応について(2023年5月12日プレスリリース)

項目	再発防止策	実施状況
3線管理機能の強化 〔1線〕	行為規制および他社顧客情報も含めた個人情報の取扱いに関するリスクについてのリスク管理システムにおける定期的な評価	実施中
	人事異動時の問題提起活動における行為規制等の観点からの業務運用に関するチェック(1回/年)	実施予定 (2024年2月)
3線管理機能の強化 〔2線〕	管理間接部門による業務主管箇所のリスク管理状況の定期的なモニタリング	実施中
	管理間接部門による業務主管箇所のリスク意識を向上させるための働き掛けの強化	実施中
	行為規制違反が懲戒対象となることについての関連社内規定における明確化	検討中
3線管理機能の強化 〔3線〕	内部監査部門の行為規制に関する監査を充実し、執行部門、管理間接部門に対する監査の強化と再発防止策が有効に機能状況の検証の強化 (行為規制に係る外部システム利用の管理状況の確認含む)	実施予定 (2023年度から)

その他の施策を含め、再発防止策の実施状況については、当社ホームページで定期的に発信しています。  
 [不適切事案を踏まえた再発防止の取り組み](https://www.energia.co.jp/corp/active/preventive/index.html)  
<https://www.energia.co.jp/corp/active/preventive/index.html>